

青色申告の特例

《所得税・法人税》

1 特例の対象者

青色申告を行う林業者、木材加工業者等 ※

- ※① 個人の方は、毎年1月1日から12月31日までの所得を翌年2月16日から3月15日までの間に確定申告をする必要があります。
- ② 確定申告には、青色申告と白色申告の2種類があります。
- ③ 青色申告を行う個人の方は、3月15日までに納税地を所管する税務署に「青色申告承認申請書」を提出することが必要です。
- ④ 青色申告者は所定の帳簿書類を備え付けて取引を記録し、保存することが必要です。

【例】 令和7年分からの青色申告の手続き(個人の方の場合)

令和6年	(簿記)	(申請・申告)
令和7年	令和7年分の事業についての所定の帳簿の備え付けと記帳	～3月15日 令和7年分から青色申告を行う場合には、3月15日までに納税地を所管する税務署に「青色申告承認申請書」を提出します。
令和8年	令和8年分の事業についての所定の帳簿の備え付けと記帳	2月16日～3月16日 確定申告(令和7年分)

(注) 青色申告の手続きについて、法人の場合、事業年度開始の日の前日(設立の場合は、設立後3ヶ月以内あるいは次期事業年度開始の日の前日のいずれか早い日)までに納税地を所管する税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

また、個人の方で、青色申告しようとする年の1月16日以降に新規に事業を始められた場合、事業開始の日から2ヶ月以内に納税地を所管する税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

2 特例の内容

青色申告者への主な特典には、次のようなものがあります。

特典項目		青色申告の場合	白色申告の場合
所得計算上の特典	専従者給与(個人)	原則として全額必要経費に算入可能	専従者1人当たり最高50万円(配偶者は86万円)を限度として控除
	青色申告特別控除(個人)	所得の計算の際、最高65万円(※1、2)又は10万円(※3)を差し引くことが可能	適用できない
	低価法(個人)	棚卸資産の評価については低価法が認められる	適用できない
	純損失又は欠損金の繰越控除	・個人の場合 純損失の3年間の繰越控除が可能 ・法人の場合 欠損金(一定割合を限度とする)の10年間の繰越控除が可能	被災事業用資産の損失等に限って繰越控除が可能
	純損失又は欠損金の繰戻還付	・個人の場合 前年分の所得に対する税額から還付 ・法人の場合 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付	適用できない
特典手続き上の	更正の制限	帳簿書類の調査に基づかない更正の原則禁止	推計により更正を受けられることがある
	更正の理由附記	更正される場合には、更正通知書にその更正の理由が附記される	更正の理由の附記は必要とされていない

(※1) 55万円の青色申告特別控除

この55万円の控除が受けられるための要件は、次のようになっています。

- (1) 不動産所得または事業所得を生ずべき事業を営んでいること。
- (2) これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則(一般的には複式簿記)により記帳していること。
- (3) (2)の記帳に基づいて作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付し、この控除の適用を受ける金額を記載して、法定申告期限内に提出すること。

(※2) 65万円の青色申告特別控除

この65万円の控除が受けられるための要件は、次のようになっています。

- (1) 上記※1の要件に該当していること。
- (2) 次のいずれかに該当していること。
 - ① その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の備付け及び保存を行っていること。
 - ② その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までにe-Tax(国税電子申告・納税システム)を使用して行うこと。

(※3) 10万円の青色申告特別控除

この控除は上記※1及び※2の要件に該当しない山林所得が受けられます。

山林所得の特別控除額(50万円)を差し引いた金額から、更に10万円(特別控除額(50万円)を差し引いた金額が10万円に満たないときは、その差引金額)を控除することができます。

なお、山林所得のほか、不動産所得、事業所得のある方は、不動産所得、事業所得及び山林所得を通じて最高10万円しか控除することはできません。

3 特例の効果

○ 青色申告者(個人の場合)は、純損失が生じた場合、3年間繰り越して所得金額から控除できます。

【 具体例1 】 4年間の節減効果の比較

		青色申告者	白色申告者
令和5年	所得金額	△1,000万円	△1,000万円
	税 額	税額なし	税額なし
令和6年	所得金額	300万円	300万円
	税 額	(損失額の繰越による所得金額) 300万円 - 1,000万円 = △700万円 →税額なし	(所得税) 300万円 × 10% - 9.75万円 = 20.25万円 (復興特別所得税) 20.25万円 × 2.1% = 0.42万円 (合計) 20.67万円
令和7年	所得金額	500万円	500万円
	税 額	(損失額の繰越による所得金額) 500万円 - 700万円 = △200万円 →税額なし	(所得税) 500万円 × 20% - 42.75万円 = 57.25万円 (復興特別所得税) 57.25万円 × 2.1% = 1.20万円 (合計) 58.45万円
令和8年	所得金額	600万円	600万円
	税 額	(損失額の繰越による所得金額) 600万円 - 200万円 = 400万円 (所得税) 400万円 × 20% - 42.75万円 = 37.25万円 (復興特別所得税) 37.25万円 × 2.1% = 0.78万円 (合計) 38.03万円	(所得税) 600万円 × 20% - 42.75万円 = 77.25万円 (復興特別所得税) 77.25万円 × 2.1% = 1.62万円 (合計) 78.87万円

注:所得税の下線の計算式は所得税額速表による算式

青色申告者 : 38.03万円 …①

白色申告者 : 20.67万円 + 58.45万円 + 78.87万円 = 157.99万円 …②

157.99万円 - 38.03万円 = 119.96万円 …② - ①

青色申告をすれば白色申告に比べ約120万円のメリット！！

- 青色申告者は、原則、専従者給与の全額を必要経費に算入でき、青色申告特別控除として最高55万円(又は65万円)^(注)を控除することができます。

【 具体例2 】 収入1,000万円、必要経費600万円、配偶者である事業専従者への給与150万円の場合

青色申告者 : (所得税額)

$$\left[\begin{array}{l} \text{e-Taxによる電子} \\ \text{申告等の場合} \end{array} \right] \begin{array}{l} 1,000\text{万円} - 600\text{万円} - 150\text{万円} (\text{専従者給与}) \\ - 65\text{万円} (\text{注}) (\text{青色申告者特別控除}) \\ = 185\text{万円} (\text{課税所得}) \\ 185\text{万円} \times 5\% = 9.25\text{万円} \\ (\text{復興特別所得税}) \\ 9.25\text{万円} \times 2.1\% = 0.19\text{万円} \\ (\text{合計}) \\ 9.25\text{万円} + 0.19\text{万円} = 9.44\text{万円} \quad \dots \textcircled{1} \end{array}$$

白色申告者 : (所得税額)

$$\begin{array}{l} 1,000\text{万円} - 600\text{万円} - 86\text{万円} \left[\begin{array}{l} \text{配偶者である事業} \\ \text{専従者への給与} \end{array} \right] \\ = 314\text{万円} (\text{課税所得}) \\ 314\text{万円} \times 10\% - 9.75\text{万円} = 21.65\text{万円} \\ (\text{復興特別所得税}) \\ 21.65\text{万円} \times 2.1\% = 0.45\text{万円} \\ (\text{合計}) \\ 21.65\text{万円} + 0.45\text{万円} = 22.10\text{万円} \quad \dots \textcircled{2} \end{array}$$

$$22.10\text{万円} - 9.44\text{万円} = 12.66\text{万円} \quad \dots \textcircled{2} - \textcircled{1}$$

青色申告をすれば白色申告に比べ約13万円のメリット！！

(注) 青色申告特別控除の控除額については、「2 特例の内容(注1)」を参照。

お問い合わせ先

林野庁企画課税制班

(代表) 03-3502-8111 (内線6064)

(ダイヤルイン) 03-3502-8037